

<生活応援型定期預金「やすらぎ」>商品概要説明書

1. 商 品 名	生活応援型定期預金「やすらぎ」							
2. 販 売 対 象	当金庫で、別紙「“やすらぎ”対象者表」に記載している障害・遺族等の公的年金、各種手当を受給されている個人の方（当金庫への裁定請求又は指定替えの手続き中の方含む）。							
3. 期 間	1年 ・「スーパー定期」「スーパー定期300」（自動継続不可）、「期日指定定期預金」但し「期日指定定期預金」は、期日満期日が休日の場合、翌営業日を満期日として作成します。							
4. 預 入	預入方法	一括預入						
	預入金額	1口10万円以上1,000万円以内						
	預入単位	1円単位						
5. 払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻します。							
6. 利 息	適用金利	預入日における「スーパー定期」「スーパー定期300」1年ものの店頭表示利率に0.15%上乗せした利率を満期日まで適用します。						
	利払方法	満期日以後に一括して払い戻します。						
	計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算						
7. 税 金	お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。							
8. 手 数 料	—							
9. 中 途 解 約 時 の 取 扱 い	満期前に解約する場合は、預入期間に応じた以下の利率により取扱います。							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>預入期間</th> <th>中途解約時の利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月未満</td> <td>解約時における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>		預入期間	中途解約時の利率	6ヵ月未満	解約時における普通預金利率	6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%
預入期間	中途解約時の利率							
6ヵ月未満	解約時における普通預金利率							
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%							
10. 付 加 で き る 特 約 事 項	マル優の取扱いができます。							
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。							
12. 苦 情 処 理 措 置	<p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはリスク管理統括室まで電話・FAX・郵送等によりお申し出ください。</p> <p>～リスク管理統括室～                  東京都千代田区神田神保町1-40（〒101-0051）                  フリーダイヤル 0120-53-0775 受付時間：当金庫営業日の9時～17時                  FAX 03-6739-7721</p>							
紛争解決措置	<p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク管理統括室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>							
13. その他参考となる事項	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。							
14. 預 金 保 険 に つ い て	<p><b>預金保険制度の対象となります。</b>                  預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。                  （当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）</p>							

## “やすらぎ”対象者表

【営業推進部】

ご利用いただける方（根拠法）			ご提示いただく証書
国民年金	障害基礎年金 遺族基礎年金 寡婦年金	国民年金法	各年金証書
(旧) 国民年金	障害年金 母子年金 準母子年金 遺児年金	国民年金法改正法	
(旧) 厚生年金 (船員保険含む)	障害年金 遺族年金 通算遺族年金 特例遺族年金 寡婦年金 遺児年金	国民年金法等改正法 厚生年金保険法	
(新) 厚生年金 (船員保険含む)	障害厚生年金 遺族厚生年金	厚生年金保険法	
共済年金(※)	障害年金 遺族年金 通算遺族年金 障害共済年金 遺族共済年金	国家公務員等共済組合法等 地方公務員等共済組合法等 私立学校教職員共済組合法等	
各種手当	児童扶養手当	児童扶養手当法	児童扶養手当証書
	障害児福祉手当 特別障害者手当 福祉手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	各手当受給者証明書
	医療特別手当 特別手当 健康管理手当 保健手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	各手当証書

※共済年金は、平成27年10月より厚生年金に統一。